

令和 8 年度  
下川町職員採用試験案内  
野生鳥獣専門員（一般行政職）



受付期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）  
試験日 令和 8 年 3 月（予定）  
試験会場 下川町役場（予定）

## 1 試験区分及び職務内容

### 【下川町職員：野生鳥獣専門員（一般行政職）】

- (1) 募集人員 1名
- (2) 受験資格 令和8年4月1日（採用予定日）現在
  - ・年齢が満50歳以下の方
  - ・普通自動車運転免許を有する方  
(採用予定日までに取得見込可)
  - ・第1種狩猟免許及び第1種猟銃等所持許可を保有する方  
又は取得する意思のある方

### 【そのほか望ましい経験等】

- ・野生鳥獣に係る学部及び学科の課程を経ている方又は野生鳥獣に係る業務の経験がある方で、野生鳥獣に関する専門的知識を有していると認められる方

### (3) 勤務内容

- ① 下川町内における有害鳥獣（主にヒグマ、エゾシカ、アライグマ）による農作物などの被害の軽減や市街地・民家等に出没した野生鳥獣の対応業務
  - ア ヒグマ、エゾシカ、アライグマの通報があった際の現地確認、地元猟友会への連絡調整、近隣住民への広報活動
  - イ 鳥獣被害未然防止に係る調査・イベントの開催（住民への普及啓発
    - ・緩衝帯・電気柵の設置等）
  - ウ 地元猟友会と連携し、有害鳥獣駆除に係る活動
  - エ その他鳥獣被害対策に関わる活動
- ② 農林行政全般に係る業務（森林整備に関する現地測量調査や牛のワクチン接種など）

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分  
(休憩60分 正午から午後1時00分)

### (4) 勤務場所 下川町役場 産業振興課

〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地

## 2 採用予定日 令和8年4月1日（相談可）

### 3 受験要件

- (1) 日本国籍を有しない方及び地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。
- (2) 採用後、原則として下川町に居住可能な方
- (3) 採用後、すぐに勤務可能な方

### 4 試験方法及び内容

#### (1) 第一次試験 書類選考

##### ① 試験種目等

試験種目	内 容
書類選考	提出された職員採用申込兼履歴書に基づく書類選考

##### ② 第一次試験の結果通知

令和8年3月上旬に文書で通知します。

#### (2) 第二次試験

##### ① 試験日程等

日 時 令和8年3月中旬（予定）

試験会場 下川町役場 2階 会議室（予定）

※詳細については、第一次試験の結果通知の際にお知らせします。

##### ② 試験方法

令和8年3月上旬に文書で通知します。

【開催形式】 「対面形式」により開催

【試験内容】

#### ア 職場適応性試験（検査）

適性検査「職場適応性テスト D P I 」 Web診断方式

※試験（検査）当日は、町で用意したノートパソコンを使用し受検していただきます。

#### イ 筆記試験（作文試験）

#### ウ 面接試験【個別】

## 5 試験申込受付期間等

### (1) 提出書類

#### ① 職員採用申込兼履歴書

(市販の履歴書不可。記載欄が不足する場合は、別紙添付可)

#### ② 資格取得されている方は、登録証等の写し

#### ③ 最終学歴の卒業証明書（卒業見込書）の写し

### (2) 職員採用申込兼履歴書の請求

職員採用申込兼履歴書は、町のホームページからダウンロードしてください。

なお、電話及びメールでの請求も受付いたします。

### (3) 提出方法及び提出先

#### ① 提出書類 上記「5・(1)」の、

①～③：郵送又は持参提出してください。

#### ② 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）

・提出は、午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

・郵送の場合は、令和8年2月27日（金）必着

#### ③ 提出先 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地

下川町役場総務企画課 総務係

Email : s-shomu@town.shimokawa.hokkaido.jp

## 6 合格発表・提出書類

### (1) 合格発表は、試験日から15日以内に受験者に郵送により通知します。

### (2) 上記通知を受けた後、15日以内に次の書類を郵送又は持参提出してください。(提出先は、上記の(3)の③と同じです。)

#### ① 健康診断書（※町の検査項目が含まれていれば、別様式可）

健康診断書は、町のホームページからダウンロードしてください。

なお、電話及びメールでの請求も受付いたします。

## 7 給与等

(1) 下川町職員の給与に関する条例等に基づきます。

<初任給基準>

- ① 大学卒 232,000円
- ② 短大卒 216,500円
- ③ 高校卒 200,300円

※1 上記のほか、町の条例の定めに従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

※2 初任給は、採用前の職歴・経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定するため、個人によって異なることがあります。

※3 これらの給与等は、令和8年2月2日現在の町の条例に基づいていますが、採用前に条例改正等があった場合は、その規定による支給となります。

(2) 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づきます。

勤務時間：「1 試験区分及び職務内容」・「(3) 勤務内容」参照

休 暇：年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、その他

## 8 お問い合わせ先

下川町役場総務企画課 総務係 電話 01655-4-2511

Email : s-shomu@town.shimokawa.hokkaido.jp